

Title	Regulating the UN Security Council's Authority Exercised vis-a-vis Non-State Actors: The Legitimacy of Proximity(Abstract_要旨)
Author(s)	Kanetake, Machiko
Citation	Kyoto University (京都大学)
Issue Date	2011-09-26
URL	http://hdl.handle.net/2433/151908
Right	
Type	Thesis or Dissertation
Textversion	none

京都大学	博士 (法 学)	氏名	金武 真智子
論文題目	Regulating the UN Security Council's Authority Exercised vis-à-vis Non-state Actors: The Legitimacy of Proximity (国連安全保障理事会の非国家主体に対する権限行使の規制:近接性の正当性)		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、「国際の」平和と安全の維持に主要な責任を負う国連安全保障理事会（以下「安保理」）の権限行使と加盟国内の非国家主体との「近接性（proximity）」を記述的及び規範的な分析軸とし、安保理の「非国家主体に対する権限行使」の「合法性(legality)」と「正当性(legitimacy)」を検証したものである。</p> <p>「初めに」は問題意識を明確にしている。安保理の権限は、これまで加盟国が介在することにより非国家主体に及んでいたが、近年の国連の実行は、安保理の権限行使と非国家主体との隔たりが狭まってきている。これを両者の「近接性」と捉え、これが、安保理の権限行使に関して国連憲章と国際法）における合法性に疑問を生じさせ、さらに同権限行使の正当性の基準にも変革をもたらしている、とする。</p> <p>第1章「概念と歴史」は、「非国家主体」、「近接性」、「合法性」及び「正当性」という四つの主要概念を定義づけた上で、国際連盟の実行における「近接性」を考察する。本論文の基軸概念である「近接性」とは、「国際法」の観点からの近接性を意味し、安保理やその補助機関の決定等が、特定の非国家主体の権利義務や利益を規定する場合を指す。歴史的には、国際平和を担う国際機構の権限と非国家主体との「近接性」は、新しいことではない。しかし、連盟理事会およびその下部機関による対非国家主体への権限行使は、連盟理事会の権限行使と非国家主体との「概念上の」近接性が欠如していた。</p> <p>第2章「概念上の近接性：非国家主体に対する安全保障理事会の憲章7章下の権限の概念的連結」は、安保理の実行上、「平和に対する脅威」（憲章第39条）概念が、二国間のみならず国内的及び世界的規模の事態を含むよう拡大して、第7章に基づく安保理の権限行使の中に非国家主体のかかわる状況が取り込まれることにより、概念上近接することとなることを分析する。非国家主体の一部は、国内秩序の中で活動するに止まらず、「国際の」平和を、時には脅かし（内戦の当事者である非国家武装集団や、国際テロリスト集団等）また時には促進する存在（人道援助NGO等）として、安保理が第7章下での権限行使にあたって、その対象となりまたその道具となることにより、明確な概念的つながりを持つようになってきた。</p> <p>第3章「行動における近接性：国家を介しない第7章措置」は、概念上の近接性により質的及び量的に拡大した「具体的措置における近接性」を検証する。</p>			

本章では、非国家主体への多岐に亘る権限行使の中でも、A. 安保理が第7章を援用しつつ非国家主体を名宛人として要求や命令を発する「第7章下での非国家主体宛要求」、B. 非国家主体を経済制裁発動の「戦略的」又は「戦術的」目標とする「非国家主体に対する経済制裁」、C. 安保理がその決議を加盟国を介さずに直接に非国家主体に対して実施する「直接的実施」という3つの主要類型を取り上げ、実行を分析する。

概念上（第2章）及び具体的措置における近接性（第3章）を明らかにしたうえで、第4章「近接性の合法性」では、安保理の権限行使の「法的根拠」とその「手続き」が国連憲章及び国際法に照らして「合法性」を有するかを検証する。「法的根拠」は、多くの場合、安保理の広範な裁量権及び加盟国からの是認に求めることができ、大きな論争には発展していない。一方、「手続的」合法性については議論がある。中でも、「非国家主体に対する経済制裁」のうち個人や団体を「戦術的」目標とする狙い撃ち制裁の対象者指定手続きは、人権・人道法上の懸念を招いてきた。もっとも、国連憲章の解釈や授權理論、国際法人格説を用いても、国連に「人権促進義務」を超えたより厳格な「人権確保義務」を課す論拠としては脆弱であり、対象者指定手続きの違法性を主張することは難しい。全体として、安保理や加盟国の実行から、合法性は概ね是認されているといえる。

第5章「近接性の正当性」では、安保理の対非国家主体権限行使の手続を、合法性を超えるより広い規範的基準である「正当性」に照らして検証する。ここで「正当性」とは、法又は制度に基づく権限行使を根拠づけるもの

(justification) と定義する。安保理の権限行使は、「合法性」テストを充たすことで、一応は授權者たる加盟国の「同意」に依拠した正当性を有している。しかし、正当性の基準は、正当性を要求する権限が置かれた文脈に依存する。安保理の権限行使が問題となっているのは新たな文脈であり、それは加盟国及び非国家主体からの新たな異議申立てを生み、その異議申立てが権限行使に関する新たな正当性基準を形成する。その好例が、「狙い撃ち制裁」の指定手続きにおける「公正と透明性」原則である。この基準は、国内訴訟を通じた非国家主体による異議申立て、加盟国の制度改善要求、国連諸機関からの人権上の懸念表明などをその背景として国連総会を通じて定式化された。「近接性の文脈」が生み出した新たな正当性基準である。

最後（「結び」）に、安保理の権限行使と非国家主体との距離は、「国際の平和」と「平和に対する脅威」概念の拡大に後押しされて今後も狭まっていくことが推測できる。近接性の文脈が生み出す新たな正当性基準が合法性基準に発展しうるかは、これらの基準の明確化と今後の加盟国の判断に委ねられている。そこでは、加盟国及び非国家主体からの異議申立ては、今後も正当性基準の再構築と合法性基準の改革を求めて、「近接性」のありかたを制御し続けるであろう。

(論文審査の結果の要旨)

近年、国際連合安全保障理事会決議が、特にテロ活動等を背景に国内の個人や団体を直接の制裁対象としたり、安保理による領域の暫定統治を定めたりする例のように、非国家主体が対象となっている場合が生じている。本論文は、こうした状況に鑑みて、そうした安保理の権限行使を、黙示的権能理論等の従来議論に満足することなく、「国連法」の観点から包括的に評価し、動的で方向性のある理論的枠組みを構築しようとしたものである。

本論文の中心的な意義は、その理論的な分析枠組みにある。著者は、安保理の権限行使と非国家主体の関係を「距離」として構成し、距離の近さ、即ち「近接性proximity」を著者独自の分析軸に据えている。これまでの安保理の権限行使と非国家主体の関係は、直接性と間接性を軸に論じられてきているが、これでは様々な形態の権限行使を理論的に説明することが困難であった。著者はこの「近接性」を導入することにより、理論的に整理された分析と評価を可能とした。近接性は、動的で方向性を持つ分析軸といってよく、これまでの国連法・国際法の限界を超えることのできる新しい概念として極めて有用である。

この近接性概念を用いることにより、国連法に特有ともいえる有機的性格の法体系を包括的かつ動的に把握し、実定法規範による「合法性legality」テストと共に、今後わたる安保理の権限行使形態をにらんで、合法性を超える規範的基準として「正当性legitimacy」テストを提示し、その中で「公平fairness」と「透明性transparency」をツールとして設定している。正当性の概念はともすれば法の埒外で行為の是非や可否を判断する際に用いられることが多いが、著者は法律学的な視点を外れることなく、安保理決議の遵守誘因として用いている。

加えて本論文は、その構成において明快ですこぶる論理的であり、読者に対して高い説得力を持っている。近接性を概念上のそれと具体的措置のそれに分け、その各々に合法性と正当性のテストを施す手法は見事である。著者が示した「近接性」概念は国連法の分野に新しい理論的可能性を投げかけるものであり、今後この概念をめぐる内外の学界のみならず実務界においても議論を巻き起こすであろう。

もとより、「近接性」の法律学用語としての適否、「正当性」の形成プロセス、「合法性」テストの通り一遍さなど、批判するべき点がないわけではない。また、近接性概念が実際の国連の現場でどのような有用性を持ちうるかは定かではない。しかし、かかる批判は、今後の研究の展開を期待させるものではあっても、課程博士の学位請求論文としては出色の理論的新規性と手堅さ、そしてその論理の明快さを些かも揺るがすものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいも

のと認められる。

なお、平成23年8月25日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。